



マレーシア 2024 年度国家予算案スナップショット 経済改革、国民のエンパワーメント



はじめに	4
2024 年度国家予算案 -主要財務指標一覧	5
2024 年度国家予算案 -歳入及び歳出	6
キャピタルゲイン課税	7
法人税	8
優遇税制	11
間接税	14
個人所得税	15
印紙税	17
その他	18
略称	19
お問合せ	20

インターナショナル・タックス・レビュー・アジア
・パシフィック・タックス・アワード 2023

マレーシア・タックス・ファーム・オブ・ザ・イ
ヤー5年連続受賞

RM3,938 億という多額の予算が割り当てられた 2024 年度国家予算案は、効果的なガバナンスと透明性、経済の活性化、国民の生活水準の向上という 3 つの側面に重点を置いた 2023 年度国家予算案の第 1 次 MADANI 予算によって促進された、順調な財政実績を基礎としています。

全予算のうち、RM3,038 億は経常支出に、RM900 億は開発支出に、RM20 億は非常事態貯蓄に割り当てられています。2023 年の GDP 比 5% から 4.3% へと財政赤字の漸進的削減に乗り出す一方で、ほぼ 5% の GDP 成長を達成することを目指し、拡張的な財政スタンスを維持していることは明らかです。

『経済改革、国民のエンパワーメント』というアジェンダは、財政的責任を果たしつつ、国民の福祉を優先させることを明確にしています。これは、国家エネルギー移行ロードマップ、新産業マスタープラン 2030、第 12 次マレーシア計画の中間レビューといった最近の発表と一致しており、これらはすべて、わが国を前進させ、世界市場におけるわが国の地位を強化しようとするものです。



Yee Wing Peng
Chief Executive Officer



はじめに



Country Tax Leader

「経済改革、国民のエンパワーメント」をテーマとする 2024 年度予算は、経済を強化し、国民の生活水準を向上させ、課税基盤を拡大することを目的として作成されました。

史上最高の予算配分である 2024 年度国家予算案では、77%にあたる RM3,038 億を經常支出に充てる一方、RM900 億を開発支出に振り向け、RM20 億を非常事態に備えた貯蓄に充てることを提案しています。2024 年の歳入は RM3,076 億と若干増加すると見込まれている一方、財政赤字は GDP 比で今年の 5.0%から

4.3%に改善すると予想されています。

税制面では、2024 年度国家予算案は、課税ベースを拡大し、新産業マスタープラン 2030 の下での優遇税制を支援し、グリーン・プラクティスの採用を企業に奨励する施策に集中しています。

非上場株式の処分にかかるキャピタルゲイン税、サービス税率の引き上げと適用範囲の拡大、高級品税、電子インボイスなどの措置は、2023 年と比較して 6.4%、RM146 億の税収増が見込まれることからわかるように、税収を増加させるはずですが、

税収は依然として政府の歳入に最も貢献しており、総歳入の 79.2%を占めています。これは GDP の 12.3%に相当し、アジア・パシフィック平均の 19.8%、OECD 平均の 34.1%より相対的に低いです。

予想通り、キャピタルゲイン税導入の詳細が明らかになりました。2024 年度国家予算案では、2024 年 3 月 1 日から非上場株式の売却益にキャピタルゲイン課税を導入することを提案しています。これに伴い、二重課税を避けるため、現行の不動産譲渡益課税 (RPGT) 法 (1976 年) が改正され、不動産会社の株式処分に対する RPGT が撤廃される可能性があります。キャピタルゲイン税は新しいものではなく、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、オーストラリア、イギリスなど多くの国で導入されています。その範囲は非上場株式よ

りも広く、税率は 0.1%から 30%までと、売却資産の種類によって幅があります。当初は M&A やプライベート・エクイティ取引に影響が出ることも予想されますが、ブルサ・マレーシアの下での IPO やグループ内のリストラックチャリングに対する免除措置とバランスが取れています。

一方、サービス税率が 6%から 8%に引き上げられ、課税サービスの範囲が拡大されることにより、2024 年には RM9 億の追加収入が見込まれています。この措置は徴税強化に貢献しますが、サービス税には連鎖的な税効果があり、最終的には物価上昇とインフレ圧力をもたらすため、事業コストへの影響は重視する必要があります。

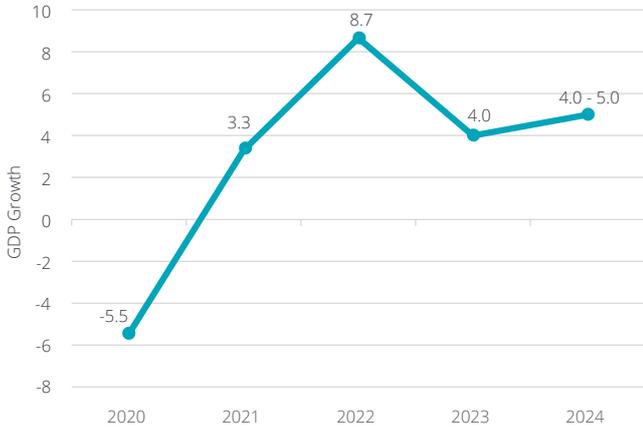
電子インボイスに関しましては、年間売上高 RM1 億以上の企業に対する導入期限は 2024 年 8 月 1 日まで延期されましたが、これではあまり時間がないため、影響を受ける企業は今すぐ準備を始める必要があります。

全体として、2024 年度国家予算案は、マレーシアの経済構造を改革し、アジアの大国としての地位の達成に向けてマレーシアを推進するとともに、国民の福利を守り、経済の公平な分配を確保することを目指しています。首相が 2024 年度国家予算案演説で述べたように、マレーシアには途方もない潜在力、豊富な資源、熟練した労働力、アジア経済のリーダーとして戦略的に位置づけることのできる専門家や競争力のある国民がいます。私たちが団結し、集中し、マレーシア・ボレ精神に忠実に生きれば、この夢は不可能ではないでしょう。

2024年度国家予算案 主要財務指標一覧

GDP 成長率

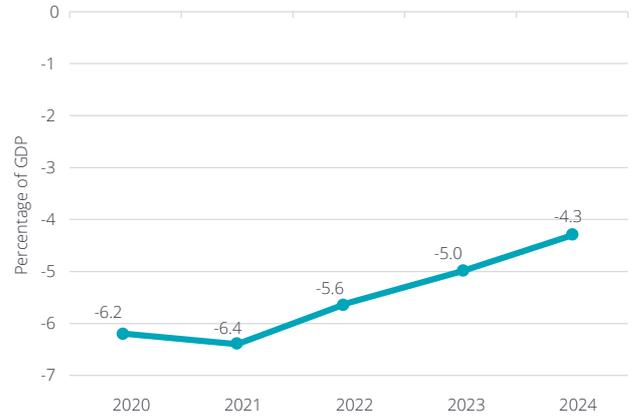
COVID-19パンデミックの結果、マレーシア経済は2020年に5.5%縮小した。2020年末には景気回復の兆しが見え始め、2021年には3.3%の成長を記録した。この勢いは2022年も続き、GDP成長率は8.7%に達した。一方、2023年と2024年のGDP成長率はそれぞれ4.0%、4.0%-5.0%と予測される。



Year	GDP (constant 2015 prices)	
	RM (million)	% Change
2020	1,346,249	-5.5
2021	1,390,644	3.3
2022	1,510,939	8.7
2023	1,569,247	4.0
2024	1,645,078	4.0 - 5.0

財政赤字

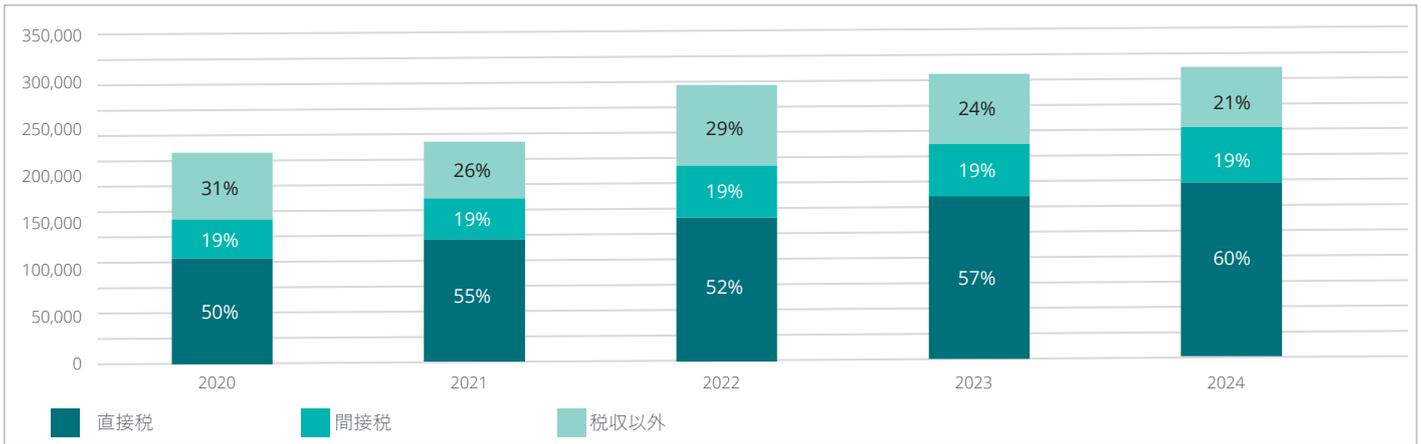
財政赤字の対GDP比は2020年の6.2%から2021年には6.4%に増加したが、これは政府がさまざまな国民支援や企業向け景気刺激策に支出を行ったためである。2022年には財政赤字は5.6%に縮小し、2023年には5.0%、2024年には4.3%とわずかに改善する見込みである。



Year	Budget deficit	
	RM (million)	% GDP
2020	-87,645	-6.2
2021	-98,740	-6.4
2022	-99,482	-5.6
2023	-93,240	-5.0
2024	-85,400	-4.3

総収入に対する税収の割合 - 直接税・間接税別の内訳

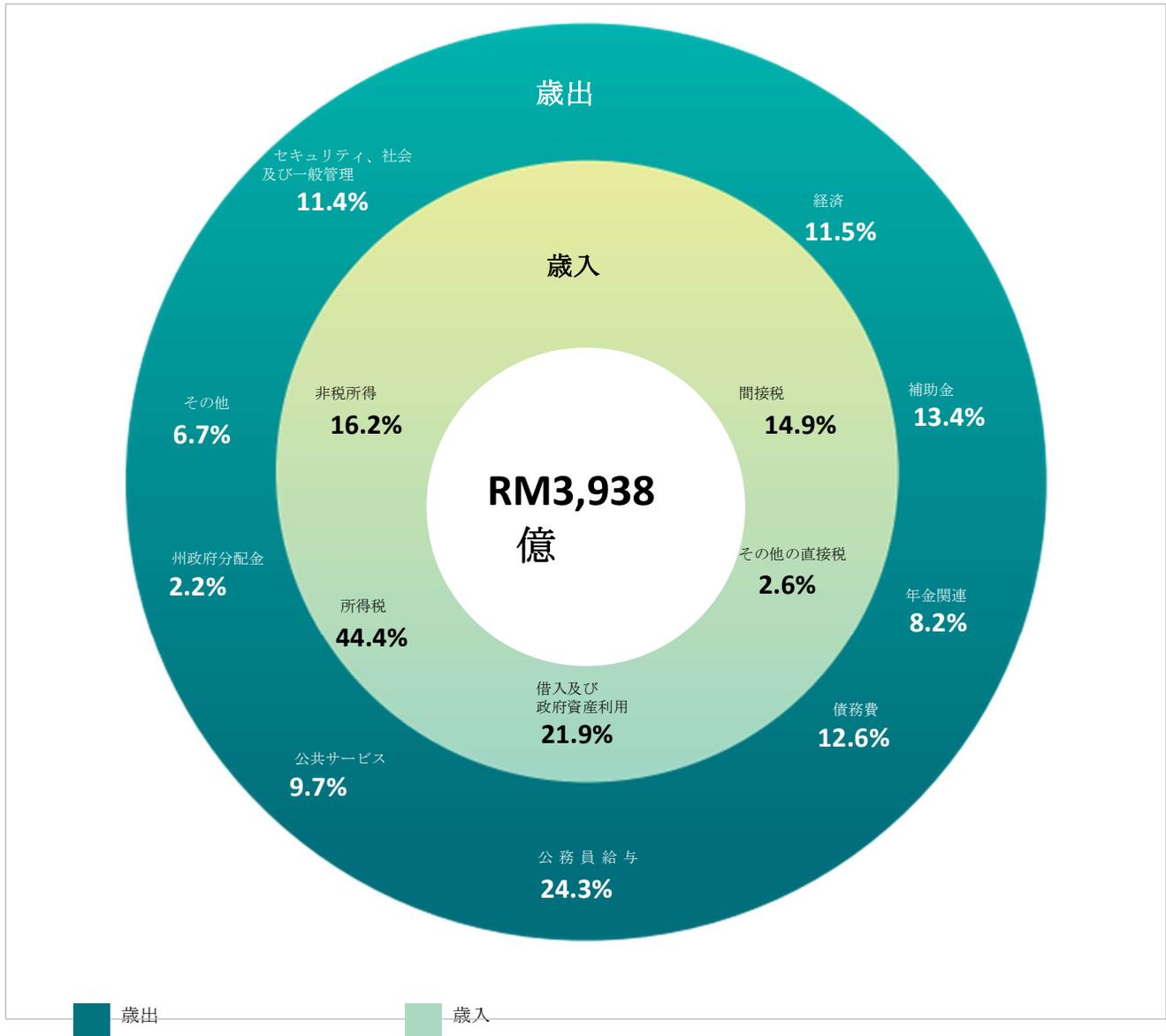
税収は連邦政府全体の収入に大きく寄与している。2020年から2024年にかけて、直接税は間接税と比較して収入全体に占める割合が大きくなり、総収入の50%以上を占めている。



Year	直接税		間接税		税収以外		総収入	
	RM (million)	% Change	RM (million)	% Change	RM (million)	% Change	RM (million)	%
2020	112,511	-16.5	41,887	-8.6	70,677	-15.7	225,075	-14.9
2021	130,116	15.6	43,588	4.1	60,048	-15	233,752	3.9
2022	153,476	18.0	55,289	26.8	85,592	42.5	294,357	25.9
2023	173,020	12.7	56,000	1.3	74,180	-13.3	303,200	3.0
2024	185,000	6.9	58,620	4.7	63,980	-13.8	3600	1.5

Sources: Ministry of Finance - Economic Reports

2024 年度国家予算案 歳入及び歳出



	2023	2024
財政赤字 (% of GDP)	-5.0%	-4.3%
連邦政府収入	RM3,032 億	RM3,076 億
經常支出	RM3,001 億	RM3,038 億
開発支出	RM963 億	RM892 億

💰 キャピタルゲイン課税

非上場株式売却益へのキャピタルゲイン課税

株式取得日

税率

2024年3月1日より前	納税者は以下のいずれかを選択 <ul style="list-style-type: none">株式売却純利益の10%売却価格の2%
2024年3月1日以降	株式売却純利益の10%

適用範囲

キャピタルゲイン課税はマレーシア非上場会社の株式売却益に適用されるが、外国会社の売却益についても適用されるか否かは不明である。

免税

以下の非上場株式売却についてはキャピタルゲイン課税を免税とすることが提案された。

- マレーシア証券取引所 (Bursa Malaysia) の新規株式公開
- 同一グループ内の再編
- ベンチャーキャピタル会社 [予算案演説での発言]

キャピタルゲイン課税の法制化は所得税法か別の法規か？

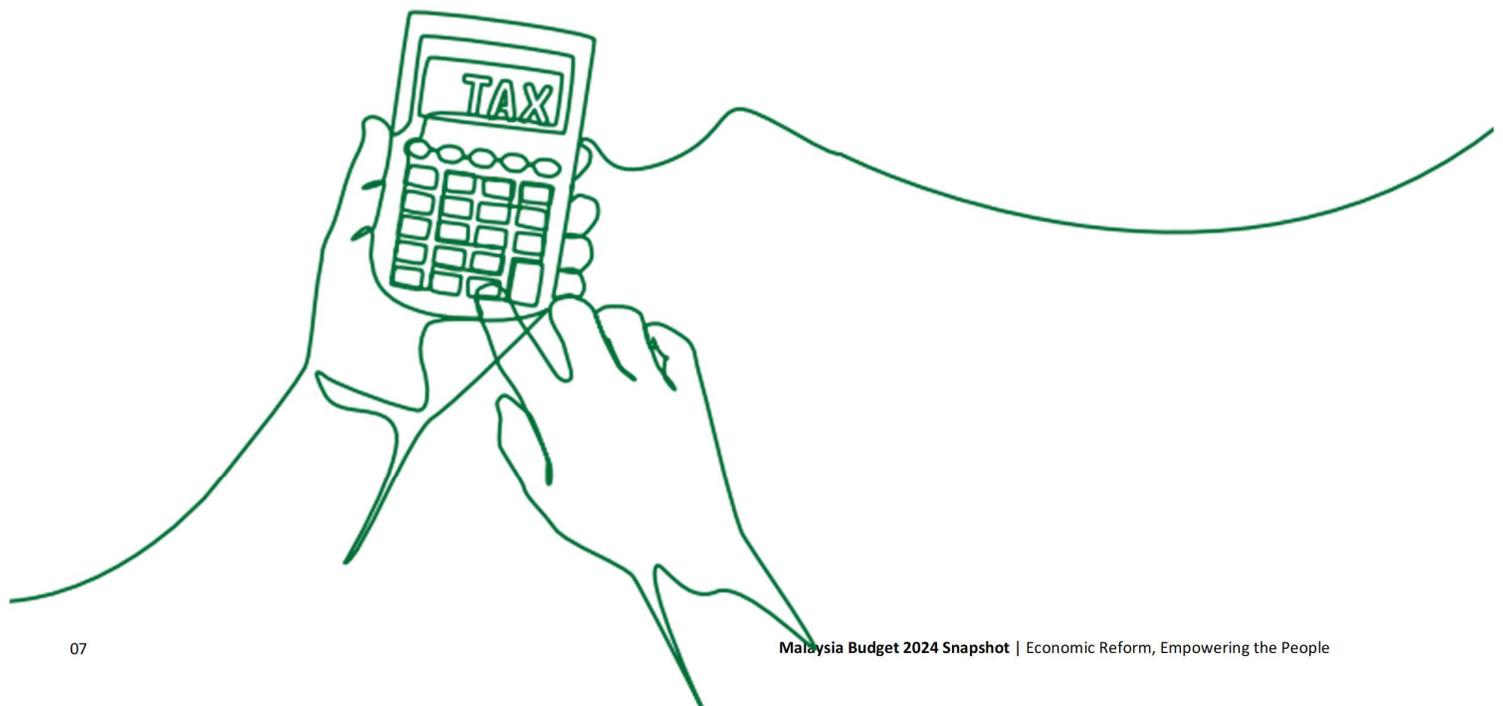
現時点では、キャピタルゲイン課税が所得税法と別の法規のどちらで法制化されるか不明である。法制化についてはまもなく発表されると思われる。

発効日

2024年3月1日

その他注意する点

- 控除可能な費用は何か？
- 売却損失は繰越可能か？
- 第二の柱の国際ミニマム課税の対象となる税か？
- RPGT との関係は？
- 両国で課税された場合の外国税額控除の取扱い
- 株式による配当、株式による出資、会社清算時の株式による分配での取扱い
- 一定水準以下を対象外とするデミニミスルールの有無？
- キャピタルゲイン課税のための売却価格と売却日の決定方法





各国のキャピタルゲイン課税

国	課税状況	免税
シンガポール	法人税課税の中で外国資産売却益への課税が提案された (2024年1月1日発効)	以下については提案されたキャピタルゲイン課税を適用しない。 <ul style="list-style-type: none"> 金融機関 特定のシンガポール優遇税制を享受する会社 関連する経済実体要件を満たす会社。
香港	持分処分によるオフショア利益は所得税の課税対象 (2023年1月1日発効)。既存の国外源泉所得免税制度について、その他資産の売却による国外源泉利益を含める改正がなされる可能性がある。 持分処分のオンショア利益に対する税の安定性強化計画について、パブリックコメントを開始した。	経済実体要件を満たす、また免税制度適用の場合、持分処分によるオフショア利益は免税
フィリピン	不動産売却: 売却額の 6% 非上場株式売却: 売却益の 15%	N/A
インドネシア	インドネシア居住者である会社が稼得したキャピタルゲインは標準の法人税率で課税される。 土地建物の売却: 売却額の 2.5% 非インドネシア人株主によるインドネシア法人株式譲渡: 譲渡額の 5% 上場株式の売却: 売却額の 0.1%	合併、統合、拡大、買収による譲渡
カンボジア	2024年1月以降、キャピタルゲインの 20%	N/A
ミャンマー	石油ガスセクター以外は売却益の 10%	N/A
ラオス	石油ガスセクターは売却益の 40% - 50% 売却価格の 2%	ラオス証券取引所での売却
タイ	キャピタルゲインは通常の所得税の対象	以下の利益は免税: (i) 奨励産業を行う会社株式の売却 (ii) 奨励産業を行う会社に投資するベンチャーキャピタル会社株式の売却および清算 (iii) 投資信託ユニットの売却、および奨励産業を行う会社に投資する投資信託の解散
ベトナム	キャピタルゲインは通常の所得税の対象	N/A
オーストラリア	キャピタルゲインは通常の所得税の対象	統合が行われる場合のグループ内譲渡は免除。
イギリス	キャピタルゲインは通常の所得税の対象	イギリスのグループ会社間（および不動産売却益についてイギリスで課税対象の非イギリス会社）の取得と売却は、損益なしとして取扱われる。

法人税

グローバルミニマム課税(GMT)

GMT の導入については、従前にアナウンスされた 2024 年ではなく 2025 年に導入される見込みです。GMT は全世界収入 750 百万 EUR 以上の大規模多国籍企業にのみ適用されます。

情報通信技術(ICT)設備及びソフトウェアのカスタマイズに対するキャピタルアローワンス

情報通信技術(ICT)設備及びソフトウェアのカスタマイズ購入により生じる資本的支出に適用されるキャピタルアローワンス (CA) の控除は initial allowances (IA) で 40% (従前では 20%)、annual allowances (AA) で 20% (変更なし)に変更され、賦課年度 2024 年から発効です。償却率の変更に伴い、キャピタルアローワンス (CA) の控除期間は 4 年から 3 年になります。

二酸化炭素削減プロジェクト推進に対する更なる控除

二酸化炭素削減プロジェクト推進に関して、推進及び測定、報告、検証(MRV)に関する費用については、RM300,000 を上限として控除が適用されます。これは Bursa Carbon Exchange (BCX)におけるカーボンクレジット取引から生じる収入からも控除可能です。これは 2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までに Malaysia Green Technology and Climate Change Corporation (MGTC) が受け取った申請に適用されません。

ESG に関連する支出に対する控除

より多くの企業が ESG 基準に準拠することを奨励するために、以下のとおり各賦課年度 (2024 年から 2027 年まで) ごとに ESG 関連支出に対して最大 RM50,000 の控除が与えられることが提案されています。

ESG 関連の支出	内容説明
Sustainability reporting framework の促進	Bursa Malaysia に上場している企業による ESG レポート
気候変動リスクに対する管理とシナリオ分析	バンクネガラ管轄の金融機関による ESG レポート
Tax corporate governance framework	Tax corporate governance framework の報告準備
移転価格文書化	移転価格文書化の準備
E-invoicing 導入	零細中小企業(MSME)が負担する E-invoicing 導入に関するコンサルティング費用
ESG に関するあらゆる報告要件	財務省(MOF)の承認を受けた規制当局への ESG 報告

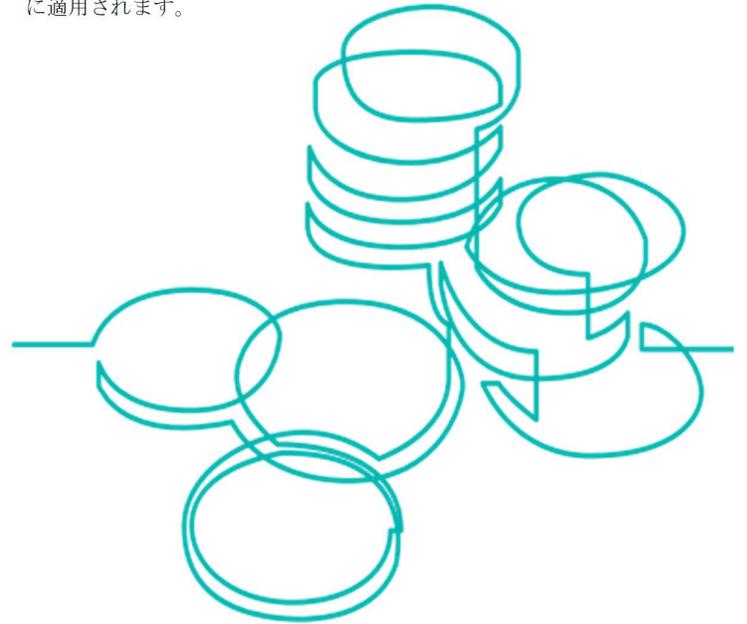
商用車以外の電気自動車レンタルに対する税制優遇措置の延長

商用車以外の電気自動車のレンタルに対する控除 (最大 RM300,000*) は、賦課年度 2027 年まで延長することが提案されています。(従前は賦課年度 2023 年から賦課年度 2025 年)

* RM300,000 の上限が賦課年度ごとに設定されているのか、車両ごとに設定されているのかは明らかになっていません。

持続可能で責任ある投資(Sustainable and Responsible Investment, SRI) に対する税制優遇措置

- SRI ファンド管理サービスを提供する企業の管理手数料収入に対する所得税減免措置が賦課年度 2027 年まで延長されます。
- マレーシア証券委員会(Securities Commission Malaysia, SC)に承認、認可または申請された SRI sukuk の発行費用に対する控除が賦課年度 2027 年まで延長されました。
- SRI Sukuk 補助金および債券補助金制度の所得税免除は、SRI-Linked Sukuk 補助金と、マレーシア証券委員会 が承認した ASEAN Sustainability-Linked Bond Standards (ASEAN SLBS) に基づいて発行された債券を含むように拡大されました。これは 2024 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までに マレーシア証券委員会 が受け取った申請に適用されます。





“マレーシアにおける GMT の開始年に関する疑問は、何か月も私たちの頭から離れませんでした。多くの人が 2024 年が始まる年になると考え、備え始めました。今回の 2024 年度マレーシア国家予算案では、2025 年に GMT を導入する予定であることが発表されました。これにより、更に 12 か月の準備期間があることを考えると、影響を受ける多国籍企業に一息つく余地が生まれるだろうというのが当然の反応でしょう。しかし、本当にそうなのでしょうか？

GMT はマレーシアなどで事業を展開する大規模多国籍企業に適用されます。そしてどこで活動しているかによって、緊急度は異なります。マレーシアに本拠を置く多国籍企業がマレーシアおよび 2025 年に GMT を導入する国でのみ事業を展開している場合、わずかな余裕が生じる可能性があります。これはマレーシアおよびそれらの国の GMT 法が 2023 年に実質的に施行されると見なされるかどうかにも依存します。その場合、企業が限定的な開示を選択する可能性はあるものの、2023 年の財務報告書において何らかの形で開示が依然として義務付けられることとなります。マレーシアを拠点とする多国籍企業がマレーシアや英国など 2024 年に GMT を導入する国で事業を展開している場合、直ちに対処する必要のある GMT の問題が既に存在しています。これらの国の現地 QDMTT を考慮した場合の潜在的なトップアップ税への影響評価と、関連する会計基準に基づく 2023 年の財務報告の開示が必要となるでしょう。データの準備状況に関する分析も実行される場合があります。

マレーシアで享受している税制上の優遇措置への影響を考えると、2024 年か 2025 年かに関係なく外資系多国籍企業のマレーシア子会社は GMT の評価を開始する必要があります。同様に、マレーシアでの納税猶予の新規申請では GMT を考慮する必要があります。また GMT の影響を和らげる経済的実質のレベルを考慮する必要があります。2024 年または 2025 年が始まる年であるかどうかに関係なく、税制上の優遇措置と税務コンプライアンスへの影響を考えると、影響評価、データの準備、税金の規定、財務情報の開示などの点で多くのことを行う必要があるため、息抜きできるとしても、それは一時的なものです。したがって、より早く GMT への準備を開始した多国籍企業は、GMT に関する問題をより適切に管理できる立場になるでしょう。”



Tan Hooi Beng
International Tax Leader



優遇税制

グリーンテクノロジーに関する優遇税制

- グリーンテクノロジーに関する優遇税制に関する見直しは以下の通りです。

GITA プロジェクト (事業目的)

適格プロジェクト	GITA (%)	相殺される法定所得の%	優遇期間
Tier 1 i. グリーン水素	100%	100% or 70%	上限 10 年 (5 年 + 5 年)
Tier 2 i. 統合的廃棄物処理 ii. 電気自動車充電施設	100%	100%	5 年
Tier 3 i. バイオマス発電 ii. バイオガス発電 iii. 小型水力発電 iv. 地熱発電 v. 太陽光発電 vi. 風力発電	100%	70%	5 年

2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までに MIDA が受理した申請

GITE 太陽光発電リース

Tier	法定所得に対する免税割合	優遇期間
>3MW - ≤10MW	70%	5 年
>10MW - ≤30MW	70%	10 年

- 2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までに MIDA が受け取った申請が対象

New Industrial Master Plan 2030 に基づく再投資

- 再投資控除の資格期間を満了した既存企業に対し、New Industrial Master Plan 2030 に基づく高付加価値活動への能力増強と投資を奨励するため、成果ベースのアプローチにより決定される再投資に対する優遇措置が以下のように与えられます。

ITA	Tier 1	Tier 2
適格資本支出	100%	60%
相殺される法定所得	100%	70%

2024 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日までに MIDA が受け取った申請が対象

GITA 資産 (自社使用目的)

適格資産	GITA (%)	相殺される法定所得の%	優遇期間
Tier 1 i. 財務大臣により承認されたリストに基づく資産 ii. 二次電池電力貯蔵システム iii. Green Building	100%	70%	Malaysian Green Technology and Climate Change Corporation により認証された 2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの適格資本的支出
Tier 2 i. 財務大臣により承認されたリストに基づく資産 ii. 再生可能なエネルギーシステム iii. 効率的とされるエネルギー	60%	70%	



映画制作会社、外国人映画俳優及び映画スタッフに対する特別税率

マレーシアで撮影する映画制作会社、外国人映画俳優及び撮影スタッフに対し、0%から10%の特別税率が提案されています。

製造部門、サービス部門、農業部門における自動化機器向けの ACA

- プランテーション商品省 (Ministry of Plantation and Commodities) 管轄の商品も対象に含まれるようになりました。
- 2023年10月14日から2027年12月31日までにプランテーション商品省が受理した申請に適用されます。

Pengerang Integrated Petroleum Complex (PIPC)に対する税制上の優遇措置

PIPCを化学および石油化学部門の発展の拠点にするために、特別税率またはITAの形で税制上の優遇措置を与えることが提案されています。

税制上の優遇措置の延長

対象	延長年数	コメント
株式クラウドファンディングを通じて投資先企業に投資する個人投資家	3年	2026年12月31日までに行われた投資が対象。税制優遇の範囲は、個人投資家が有限責任パートナーシップ名義会社を通じて行った投資にも拡大されます。
エンジェル投資家	3年	2024年1月1日から2026年12月31日までに行われた投資が対象。
社会的企業	2年	2024年1月1日から2025年12月31日までに財務省が受け取った申請に対するすべての所得に対する所得税の免除
マレーシア証券委員会によって承認された Shariah 準拠の資金管理サービス会社	4年	賦課年度2027年まで。法定所得に対する所得税の免除は100%から60%に削減されます。

“高成長高付加価値産業に焦点を当てた国外および国内からの直接投資を促進するために MITI と MIDA の役割を拡大することは、New Industrial Master Plan 2030 の目標に沿ってマレーシア全体の成長を加速するのに役立つでしょう。我々は既存企業、特に国外からの直接投資によるさらなる拡大、多様化、自動化、近代化を促すための、再投資のティア制による新たな成果ベースの優遇措置という政府の提案を歓迎します。これらは、国内の強い結びつきを發展させ、マレーシア人にとって価値の高い雇用の機会を創出するとともに、海外からの斬新な技術や知識の移転を提供して我が国の産業を強化することができます。マレーシア企業は、再投資による需要の増加によって生じたギャップを埋め、地元の支援産業を育成することにより利益を得る立場にあります。”



Ng Lan Kheng
Global Investment and Innovation
Incentives (Gi) Leader

イスラム証券の売買 (ISSB)

賦課年度 2024 年から発効するイスラム証券の売買から生じる所得に対する所得税の免除。

Global Services Hub に対する税制上の優遇措置

マレーシアの地域におけるグローバルサービス分野の主要プレーヤーとしての競争力を維持し、影響力の高い戦略的サービスハブとして確立するために、成果ベースのアプローチに基づくグローバルサービスハブ税制優遇措置が以下のように導入されます。

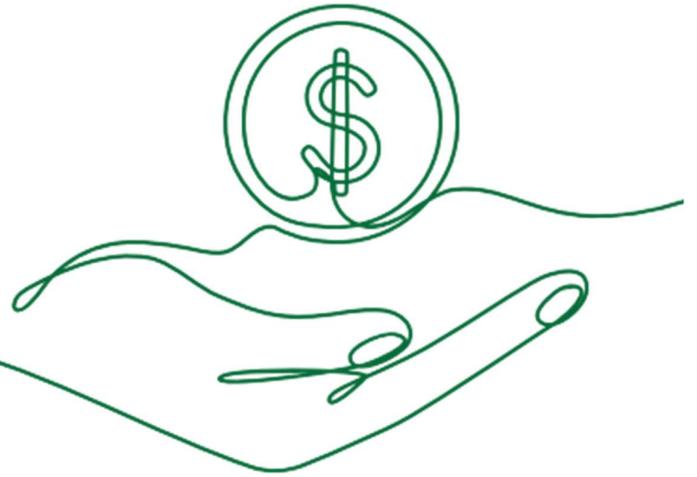
	新会社		既存会社	
	Tier 1	Tier 2	Tier 1	Tier 2
減免年数	5 + 5		5	
税率	5%	10%	5% on value-added income	10% on value-added income
減免対象所得の種類	i. サービス収入; または ii. サービス及びトレーディング収入			
適格サービス及び追加サービス	i. 地域損益・経営管理部門; ii. 戦略的な事業計画; iii. 企業発展、および iv. 以下のサービス カテゴリに該当するうちの 2 つのアクティビティ: a. 戦略的サービス b. ビジネスサービス c. シェアードサービス、または d. 他のサービス.			
条件 (成果ベース)	i. 年間運営費 ii. 価値の高いフルタイム従業員 iii. 最低月額給与が RM35,000 の経営幹部 iv. ローカルの付帯サービス v. 高等教育機関・TVET との連携 vi. マレーシア人学生/国民向け研修 vii. ESG 要素、または viii. その他財務大臣が定める条件			

- グローバル サービス ハブ税制優遇で承認された新会社に勤務する、月給 RM35,000 以上で主要/経営幹部の役職 (C-Suite) に就いている最大 3 人の非マレーシア国民個人にも、連続 3 賦課年度について 15% の所得税率が適用されます。
- 2023 年 10 月 14 日から 2027 年 12 月 31 日までに MIDA が受領した申請に適用されます。





間接税



サービス税率の引上げ

サービス税率は6%から8%へ引上げられる。国民の負担軽減のため、税率引上げは飲食と通信等のサービスには適用されない。除外される通信サービスの範囲の詳細は追って発表されると思われる。

サービス税課税対象サービスの追加

サービス税課税対象サービスに、ロジスティクス、仲介、引受、カラオケを追加した。これら課税サービスの範囲詳細は現時点で発表されていない。
ロジスティクスサービスは以前にマネジメントサービスの範囲から除外されていた。

贅沢品税

税率5-10%の新たな贅沢品税が導入される。一定額以上の宝石、腕時計等の特定の高価格物品に対し課税される。財務大臣は演説で、この税について旅行者還付制度を導入するとした。

アルコール飲料およびたばこの密輸防止策強化

2024年1月1日より、以下の対策を実行する。

- アルコール飲料の積替えは特定港湾のみに限定する
- Bukit Kayu Hitam の出入国税関保安コンプレックスを、北部地域唯一の通関ポイントとする
- 国内市場向けたばこ輸入はフルコンテナで行う

砂糖添加飲料に対する物品税引上げ

2024年1月1日より、砂糖添加飲料に対する物品税を現行リットル当たりRM0.40からRM0.50に引上げることが提案された。

噛みたばこに対する物品税課税

2024年1月1日より、関税コード2403.99.5000の噛みたばこに対し、5%+RM27/kgの物品税を課税することが提案された。

製造補助品に対する輸入税および売上税免税

適格製造業者による製造補助品の輸入および国内調達について、輸入税と売上税が免除される。ただし、特定の産業と物品分野に限定される。2024年1月1日からの発効が提案された。これは過去に存在した例外に対処するもので、業界による交渉の好ましい結果である。

娯楽税の引下げ

連邦直轄地区の娯楽税は以下のように引下げられる。

内容	現行税率	改正案税率
国際的アーティストのステージ公演 / ライトショー / サーカス	25%	10%
フィルム上映(映画) / 映画館		
博覧会 / 動物園 / 水族館		
スポーツイベント / Eスポーツ / ボウリング / スヌーカー / プール / ビリヤード / カラオケ	5%	5%
テーマパーク / ファミリー娯楽センター / 室内ゲームセンター / シミュレーター		
国内アーティストのステージ公演	0%	0%

改正は2024年1月1日から2028年12月31日までに財務省が受理した申請に適用。



“課税漏れを防ぎ間接税の税収増加を促進する対策を継続している。しかし、サービス税率引上げと課税対象拡大は事業者のコスト増となり、サプライチェーンまでの価格に影響する。法令順守強化と課税対象拡大のために、政府は更なる間接税リフォームを行うものと思われる”

Tan Eng Yew
Indirect Tax Leader

\$ 個人所得税

所得控除の延長・拡大

所得控除	コメント	発効
医療費 (最大 RM10,000)	RM1,000 までの歯科検査及び治療含む	賦課年度 2024 年
両親のための特別医療費 (最大 RM8,000)	RM1,000 までの両親の健康診断含む	賦課年度 2024 年
ライフスタイル (最大 RM2,500)	自己スキル強化コース費用含む <スポーツ用品購入、スポーツジム会費は“ライフスタイル”に含まず、“スポーツ用品及び活動費”に含まれる。>	賦課年度 2024 年
スポーツ用品及び活動費 (最大 RM1,000)	スポーツ用品購入、スポーツ施設入場使用料、 スポーツ大会参加費、スポーツジム会費、スポーツトレーニング料	賦課年度 2024 年
技能向上・自己啓発コース費用 (最大 RM2,000)	3年間延長	賦課年度 2024 年–2026 年
電気自動車の充電設備 (最大 RM2,500)	4年間延長	賦課年度 2024 年–2027 年



“今回は、個人所得税率の引き上げはありません。また、既存の所得控除のいくつかは延長されたり控除額が引上げられました。健康的な生活、継続的な学習を促進するための控除が提案されたのは喜ばしいことです。”

Ang Weina
Global Employer Services Leader

所得控除、インセンティブの延慶

所得控除、インセンティブ	コメント	発効
被雇用者が受け取る保育所・幼稚園手当、または雇用主によるその支払の免税	RM2,400 から RM3,000 に増加	賦課年度 2024 年
女性の職場復帰に対するインセンティブ	賦課年度 2025 から 2028 年まで 4 年間延長	2027 年 12 月 31 日までに Talent Corporation Malaysia Berhad に申請し受領される必要あり。
専門家帰国プログラムに対するインセンティブ	1) 雇用所得に対する税率は 5 年間 15% 2) CKD 車両購入で物品税免税 (最大 RM100,000) <インセンティブ延長期間では、CBU 車両への免除はなしとされた>	2027 年 12 月 31 日までに Talent Corporation Malaysia Berhad に申請し受領される必要あり。





印紙税

非マレーシア国民および外資系企業の不動産所有に対する印紙税の見直し

2024年1月1日より、非マレーシア国民および外資系企業（マレーシア永住権保持者を除く）による不動産譲渡証書には、一律4%の印紙税が課される。

他の適格受益者への権利放棄を伴う不動産所有権の移転

2024年1月1日以降に執行される、遺言/ファラードまたは1958年分配法に基づく、適格受益者から他の適格受益者への権利放棄による不動産所有権の譲渡証書には、RM10の印紙税が課される。





その他

電子インボイスの導入

政府は電子インボイス導入へ向けて動いているが、導入までの準備期間不足について納税者からのフィードバックに鑑み、年間売上高 RM1 億超の会社の導入開始日を 2024 年 6 月 1 日から 2024 年 8 月 1 日へ延期した。

その他すべての年間売上高の会社の電子インボイス導入は、2025 年 7 月 1 日から段階的に開始される。今回はこの新たな段階的开始スケジュールに関する情報は発表されなかった。

さらに、電子インボイス導入を支援するために TIN の使用が拡大される。TIN 使用の拡大は課税の網を広げ、自主的な法令順守と課税漏れ削減を促すものと期待される。

コメント

政府は 2024 年からの電子インボイス導入の意思を再確認した。導入開始日を 2024 年 6 月 1 日から 2024 年 8 月 1 日に 2 か月延期することで、事業者追加の準備期間を与えた。事業者が必要なシステム強化とプロセス更新を開始できるように、IRB が重要なガイドライン、特に技術面のガイドラインを速やかに公表することが重要である。

ラプアン国際事業金融センタ (IBFC) でのイスラム金融関連取引活動に対する免税

賦課年度 2024 年から 2028 年まで、イスラムデジタルバンキング、イスラムデジタル取引所、イスラム共同体(ummah)関連会社、イスラムイスラムデジタルトークン発行体等、イスラム金融関連取引活動を行うラプアン会社は、法人税免税とする。

環境保全プロジェクトへの拠出に対する控除

マレーシア森林研究所認定の植林プロジェクト、または環境保全意識推進活動に拠出やスポンサーで資金提供する会社は、所得税法セクション 34(6)(h)に基づく特別控除が与えられる。2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までに財務省が受理した申請が対象。

民間高齢者ケア施設に対する産業建物控除 (IBA)

保健省承認の高齢者ケア施設は、建物建設費用または買入費用、および改修費用について、各賦課年度 10% の IBA が控除できる。控除は 2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日に行った適格支出を対象とする。

スポーツ教育を含む教育プログラムを行う認定機関、組織、基金への拠出に対する所得税法セクション 44(6)に基づく控除

所得税法セクション 44(6)に基づき承認された機関、組織、基金で、スポーツ教育を含む教育プログラムを行うものに対する個人または会社の拠出は、合算所得の 10% までの控除が与えられる。

所得税法セクション 44(6)に基づく機関/組織/基金の承認要件見直し E 賦課年度 2024 年より、上述の承認要件は以下のように見直すことが提案された。

- i. 事業活動参加に対する累積資金使用上限 25% を 35% へ引上げ
- ii. セクション 44(6)の免税資格維持のために以下のオプションを選択

オプション	累積資金の使用	慈善活動支出
1	25% まで	50% 以上
2	25% 超 35% まで	60% 以上

承認期間中に要件を満たせない場合、その賦課年度については免税とならない。しかし、これらに寄付した者が引続き寄付金控除を受けられるようにするために、免税資格は取消されない。

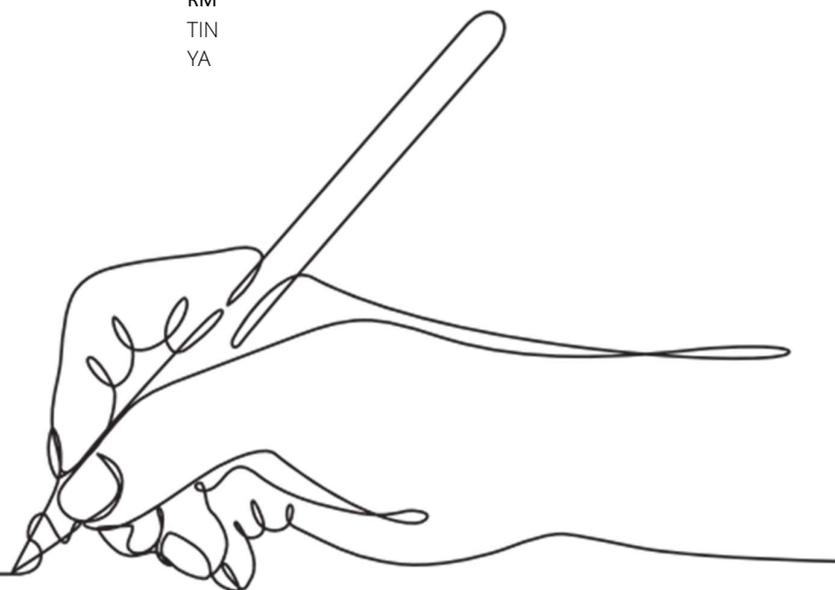
CCS および硫化水素プロジェクトについて石油所得税法に基づく優遇税制の見直し

石油ガス上流産業の最新動向と需要に引続き対応し、外資によるマレーシア投資意欲を高めていくために、財務省、IRB、PETRONAS で構成される石油所得税法審査委員会は現在、CCS と硫化水素プロジェクトに対する優遇税制を検討し設計している。検討は 2023 年末までに完了する予定である。



略称

Accelerated Capital Allowance	ACA
Capital Gains Tax	CGT
Carbon Capture and Storage	CCS
Domestic Direct Investment	DDI
Environmental, Social and Governance	ESG
Electric Vehicle	EV
Euro	EUR
Foreign Direct Investment	FDI
Green Investment Tax Allowance	GITA
Green Income Tax Exemption	GITE
Global Minimum Tax	GMT
Gross Domestic Product	GDP
Inland Revenue Board	IRB
Income Tax Act 1967	the Act
Investment Tax Allowance	ITA
Malaysian Investment Development Authority	MIDA
Micro, Small and Medium Enterprise	MSME
Ministry of Investment, Trade and Industry	MITI
Ministry of Finance	MOF
Multinational Enterprise	MNE
Petroleum (Income Tax) Act 1967	PITA
Qualified Domestic Minimum Top-up Tax	QDMTT
Ringgit Malaysia	RM
Tax Identification Number	TIN
Year of Assessment	YA



お問い合わせ

統括	渡 喬 (Takashi Watari)		Director	twatari@deloitte.com
Audit	伴 諭 (Satoshi Ban)		Manager	bsatoshi@deloitte.com
Tax	秋元 啓孝 (Hiroyuki Akimoto)		Senior Manager	akimoto@deloitte.com
Financial Advisory	大倉 淳二 (Junji Okura) ※シンガポール駐在		Director	juokura@deloitte.com
Risk Advisory	岡本 保治 (Yasuharu Okamoto)		Manager	yokamoto@deloitte.com
Consulting	油屋 就介 (Shusuke Aburaya)		Manager	shaburaya@deloitte.com





Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Malaysia

In Malaysia, services are provided by Deloitte Tax Services Sdn Bhd and its affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.